

事務処理要領

第1章 総 則

第1条（目的）

本要領は、公益財団法人海洋化学研究所（以下、「法人」と言う。）の事務処理における、代表理事と出納担当者との間での役割分担及び事務処理記録の保管を定め、もってガバナンスの充実を図ることを目的とする。

第2条（会計責任者及び出納担当者）

1. 代表理事は、会計責任者を兼ねる。
2. 出納担当者は、事務局に所属する事務員の中から、代表理事の指名により選任する。出納担当者は、本要領に定める事務処理を行うものとする。

第2章 公 印

第3条（種類）

公印の種類は、以下に定める、法人実印、銀行印、角印の3種類とする。

- ① 法人実印は、法人の重要な法律行為及び手続に用いる印であり、代表理事が保管し、代表理事が自ら押印する。
- ② 銀行印は、法人の金融取引に用いる印であり、代表理事が保管し、代表理事が自ら押印する。
- ③ 角印は、法人の日常業務に用いる印であり、出納担当者が保管し、代表理事の指示を受けて出納担当者が押印する。

第4条（保管・登録等）

1. 公印は、慎重に取扱い、盗難、不正使用等のないよう保管を厳重にしなければならない。
2. 公印は、代表理事の指示なくして、財団の主たる事務所から持ち出してはならない。
3. 公印の盗難、紛失、不正使用等の事故があったときは、公印の保管者は直ちにその旨を代表理事に報告しなければならない。なお、代表理事が保管する印の事故については、理事会に報告するものとする。
4. 公印を登録するため公印台帳を備え、公印の種類、印影その他必要な事項を登録する。

第5条（公印の使用）

公印の使用は、押印を行う者が押印対象書面の内容を精査し、自らに権限が有ることを確認の上、押印する。

第6条（公印使用の記録）

1. 公印を押印する際は、公印使用台帳に、押印年月日、押印者名、押印文書名、押印文書の提出先及び提出理由を記載し、又は、記載に代えてこれらの事項が明らかとなる書面を綴り、10年間保存する。
2. 公印を押印する際に用いた決裁文書及び公印を押印した書面の写しは、同台帳と併せて、10年間保存する。

第3章 小 口 現 金

第7条（小口現金）

1. 小口現金の額は、200,000円を限度とする。ただし、特別な行事等に備えるため、代表理

事の指示に基づき、限度額を一時的に、支出見込額まで増額することができる。

2. 小口現金は、出納担当者が保管する。
3. 出納担当者は、日々、現金残高を出納簿の残高と照合しなければならない。差額を発見したときは、直ちに代表理事に報告しなければならない。
4. 小口現金の補給は、出納担当者が前回の補給以降の支出及び収入の一覧を、証憑と併せて提出し、代表理事の決裁を得た上で、補給する。

第4章 金融機関との取引

第8条（金融機関との取引）

1. 口座の開設及び廃止には、代表理事の決裁を要する。
2. 取引に用いる印は、公印台帳に登録された銀行印とする。
3. 預貯金通帳、キャッシュカード及び証書等は、出納担当者が保管する。
4. 振込等の取引は、請求書等の証憑に基づき、代表理事が所要の書類に銀行印を押印し、出納担当者が行う。
5. キャッシュカードを用いる場合は、請求書等の証憑に基づき、代表理事の決裁を得た上で、出納担当者が行う。
6. 出納担当者は、日々取引に用いる口座については日々、日々取引に用いない口座については3ヶ月に1度以上、口座残高を帳簿と照合しなければならない。差額を発見したときは、直ちに代表理事に報告しなければならない。
7. 預貯金通帳及びその他金融等取引に用いた証憑は、10年間保管しなければならない。

第9条（インターネットを介した金融機関との取引）

1. インターネットバンキング等インターネットを介した金融取引システム（以下、「インターネットバンキング」と言う。）の利用開始及び廃止には、代表理事の決裁を要する。
2. ログインID及びパスワードは、代表理事及び出納担当者が保管する。出納担当者は、代表理事の決裁なくして、ID及びパスワードを変更してはならない。
3. インターネットバンキングの利用は、請求書等の証憑に基づき、代表理事の決裁を得た上で、出納担当者が行う。
4. インターネットバンキングの利用結果のメールの宛先は、常に、代表理事の指定するメールアドレスを含まなければならない。

第5章 預貯金口座及び有価証券口座の管理

第10条（預貯金口座及び有価証券口座の管理）

出納担当者は、本法人の有するすべての預貯金口座及び有価証券口座について、毎事業年度末日現在の残高証明書を取得し、会計責任者を補助する理事に、残高証明書の残高と帳簿残高とを照合させなければならない。

以上

附則

- 1 平成28年9月1日の公益認定に伴い施行。
- 2 平成28年11月12日理事会決議により、第7条1項の小口現金の額を、50,000円から200,000円に引き上げ。